

第1 普通会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1) 未収金に関すること	<p>未収金の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅貸付料</li> <li>・ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金</li> <li>・ 生活保護費戻入金</li> <li>・ 県税</li> <li>・ 児童福祉施設入所措置費負担金</li> <li>・ 児童扶養手当返還金</li> <li>・ 高度化資金貸付金償還金</li> <li>・ 繊維工業構造改善資金貸付金償還金</li> <li>・ 設備近代化資金貸付金償還金</li> <li>・ 施設共同化資金貸付金償還金</li> <li>・ 林業改善資金貸付金償還金</li> <li>・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</li> <li>・ 住宅貸付損害金</li> <li>・ 奨学資金貸付金償還金</li> <li>・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金</li> <li>・ 放置違反金</li> <li>・ 延滞金(放置違反金に伴うもの)</li> <li>・ 子ども療育センター利用料金</li> <li>・ 生活安定資金貸付金償還金</li> </ul>
(2) 債権管理に関すること	<p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの)</li> <li>・ 違約金(工事請負契約に伴うもの)</li> <li>・ 損害弁償金</li> <li>・ 違約金(設計委託業務に伴うもの)</li> <li>・ 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの)</li> <li>・ 代執行費用徴収金</li> <li>・ 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金</li> <li>・ 心身障害者扶養共済年金過払金</li> <li>・ 企業立地促進事業費補助金返還金</li> <li>・ 違約金(中小企業振興資金貸付金償還金に伴うもの)</li> <li>・ 違約金(林業改善資金貸付金償還金に伴うもの)</li> <li>・ 違約金(沿岸漁業改善資金貸付金償還金に伴うもの)</li> <li>・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金</li> <li>・ 授業料(医療技術大学)</li> <li>・ 看護職員修学資金貸付金償還金</li> <li>・ 研修受講料(農家担い手支援塾)</li> </ul>

項 目	内 容
	・賠償金(公用車事故に伴うもの)
(3) 収納に関すること	ア 土木使用料の算定誤りがあったもの
	イ 物品の売却契約について、入札参加者の参加資格を確認していなかったほか、公告に記載すべき事項のうち一部の記載がなかったもの
	ウ 証紙収納事務について、申請書等の紙面と証紙の彩紋にかけて規定どおり検印されていなかったもの
	エ 収入調定が遅延していたもの
	オ 徴収権が消滅した県税の不納欠損の手續が遅延していたもの
	カ 年度をまたがる道路占用料について、次年度分の占用料として徴収すべき金額を許可の条件に記載せず、次年度の当初において徴収手續をしていなかったもの
	キ 現金を収納する場合に必要なつり銭資金の交付を受けていなかったもの
	ク 現金領収書を納入義務者に交付するときに押印することとされている現金取扱員の公印を事前に押印していたもの
	ケ 給与資金前渡担任者口座の預金利子の収入手續をしていなかったもの
	コ 受託料の収納が遅延していたもの

## 2 支出に関すること

項 目	内 容
(1) 給与に関すること	ア 住居手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定の誤りにより、過支給となっていたもの</li> <li>・ 支給開始月を誤っていたため、過支給となっていたもの</li> <li>・ 電算入力が遅延により以前の認定額が支給され、過支給となっていたもの</li> <li>・ 住居手当に関する規則及び運用通知に基づく職員の要件の調査確認をしていなかったもの</li> <li>・ 職員の扶養親族が所有する住宅について、職員が該当親族を扶養することを証する書類がなかったもの</li> </ul>
	イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算入力の誤りにより、支給不足となっていたもの</li> <li>・ 再任用となる職員について、前任用時の届出をもって支給していたもの</li> <li>・ 支給単位期間に係る最初の月に支給すべきところ、特別の理由がないにもかかわらず翌月に支給していたもの</li> <li>・ 電算入力遅延により以前の認定額が支給され、過支給となっていたもの</li> <li>・ 支給開始月を誤っていたため、支給不足となっていたもの</li> <li>・ 通勤経路を示した図面がなかったもの</li> </ul>
	ウ 特殊勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則に基づく業務従事命令簿等を備えていなかったもの</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務実績の把握が十分でなかったため、過支給・支給不足となっていたもの</li> <li>・ 勤務時間数の集計誤りにより、支給不足となっていたもの</li> <li>・ 他の特殊勤務手当との重複支給は不可と誤認したため、支給不足となっていたもの</li> </ul> <p>工 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一週を超えた週休日の振替に伴う支給誤り及び適用単価の誤りにより、過支給・支給不足となっていたもの</li> <li>・ 旅行期間中の手当が支給されていなかったもの</li> <li>・ 勤務時間数の集計や支給割合の誤りにより、支給不足となっていたもの</li> </ul> <p>オ 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算入力誤りにより、支給不足となっていたもの</li> </ul> <p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算入力誤りにより、支給不足となっていたもの</li> </ul> <p>キ 休日給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過勤務手当として支給すべきであったもの</li> </ul>
(2) 旅費に関する事	<p>ア 出張申請時の私事旅行を含む旨の申立てや、帰着後の私事旅行実施申立書等の提出がなく、航空賃及び日当の調整が行われなかったため、過支給となっていたもの</p> <p>イ 出張が取り止めになった日の旅費を支給したため、過支給となっていたもの</p> <p>ウ 実費額に調整した場合の領収書等を所属で保管していなかったもの</p> <p>エ 日当(昼食代相当額)の調整誤りにより、過支給となっていたもの</p> <p>オ 加算日当を支給していなかったため、支給不足となっていたもの</p>
(3) 契約に関する事	<p>ア 予定価格の設定等に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算が過大であった</li> <li>・ 予定価格を定めていなかった</li> <li>・ プリント賃貸借契約について、機器の保守料をリース物件価格の計算に含めて予定価格を算定していた</li> </ul> <p>イ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、これに係る処分業務を処分業の許可を有する者へ別途委託していたが、適正な会計手続をとっていなかった</li> <li>・ 契約書に契約金額の記載がなかった</li> <li>・ 土地賃貸借契約について、長期継続契約を前提とした契約であるにもかかわらず、契約書に解除条件を規定していなかった</li> <li>・ 設備保守点検委託契約について、契約書に添付された点検表における実施すべき点検の一部に、存在しない設備の点検が含まれていた</li> <li>・ 産業廃棄物の処理業務委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4に基づき契約書に添付が定められている受託者の許可証の写し等の添付がなかった</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家発電機設備保守点検委託について、契約書に点検項目の一部に関する仕様が示されていなかった</li> <li>・ 設備保守点検業務委託契約について、受託者が契約の定めにより再委託の承認願を提出したにもかかわらず、承認をしていなかった</li> <li>・ 単価契約した物品について、夜間等の事務局職員不在時に意思決定を経ずに委託警備員が発注していた</li> <li>・ 業務委託契約について、見積書を省略できる理由がないにもかかわらず、見積書を徴さずに契約していた</li> <li>・ 単価契約した物品について、納入後に購入の決裁を行っていた</li> </ul> <p>ウ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約について、契約の成果品であるホームページデータの完了確認検査終了後、県が提供したデータ自体の不備が判明し、その修正に時間を要したため、ホームページの公開が著しく遅延していた</li> <li>・ 受託者から提出された書類では、契約書で定める業務実績が十分確認できなかったにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた</li> <li>・ 契約書で定めた業務期間満了日を待たずに提出された業務完了報告書を受理し、適正に履行されたものとしていた</li> <li>・ 設備保守点検業務委託契約について、契約書で定めた設備等の数量と、点検された設備等の数量が一致していないにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた</li> <li>・ 契約書で定める書類等の提出がなかったにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた</li> <li>・ 業務委託契約について、契約書で定める実績報告書の提出が遅延していた</li> <li>・ 業務の完了確認をしていなかった</li> <li>・ 完了検査は上位の職員が実施することとされているにもかかわらず、契約事務担当者が実施していた</li> <li>・ 消火器更新契約について、見積書及び請求書に記載された消火器の型式が実際に納品された型式と異なっていた</li> <li>・ 庁舎清掃業務委託契約について、毎月実施することとしている完了確認を四半期ごとに実施していた</li> </ul> <p>エ 業務委託契約について、契約内容に手数料の収納事務が含まれているにもかかわらず、地方自治法施行令第158条に基づく歳入の収納事務を私人に委託した旨の告示及び公表を行っていなかったもの</p>
(4) 予算執行に関すること	<p>ア 不適正な経理処理があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度に納入のあった物品について、23年度予算で支出していた</li> <li>・ 平成22年度に行った修繕について、23年度予算で支出していた</li> </ul> <p>イ 物品調達・検査体制に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約担当者と検査実施者が同一職員であった</li> <li>・ 物品購入計画を全部又は一部しか作成していなかった</li> <li>・ 検査実施者が契約担当者(要求者を含む)より上位の者でなかった</li> <li>・ 形式的な検査をしていた</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期を目途にした物品購入計画のローリングを全部又は一部しか行っていなかった</li> <li>・ 四半期を目途にした物品購入計画のローリングが担当者限りで、決裁・供覧などを行っていなかった</li> <li>・ 物品購入計画の作成が担当者限りで、決裁・供覧などを行っていなかった</li> <li>・ 所属長による検査実施者の指名を口頭で行っていた</li> <li>・ 所属長による検査実施者の指名を行っていなかった</li> </ul> <p>ウ 不経済又は非効率な執行であったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品について、不要不急の購入があった</li> <li>・ 公共交通機関のプリペイドカードについて、不要不急の購入があった</li> <li>・ 郵便切手について、不要不急の購入があった</li> <li>・ 新たに購入した作業車について、稼働実績のないものがあった</li> </ul> <p>エ 会計関係規程等に基づかない事務処理をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格調書の作成を省略できる限度額を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった</li> <li>・ 工事の執行権限がない機関に工事請負費の予算を令達し、工事を執行させていた</li> <li>・ 決裁を受けないまま消耗品の発注を行っていた</li> <li>・ 公用車の修繕の証拠書類に写真の添付がなく、修繕前後の形状確認が不確かなものがあった</li> </ul>
(5) 補助事業の執行に関する事	<p>ア 補助対象とならない経費に補助金を交付していたもの</p> <p>イ 交付金事務について、交付要綱で報告書の提出を義務づけているにもかかわらず、報告させていなかったもの</p> <p>ウ 補助金について、実績報告書が交付要綱に定める期限を過ぎて提出されていたもの</p> <p>エ 補助金について、交付要綱に定める実績報告に契約書写しの添付がなかったにもかかわらず、適正に履行されたとしていたもの</p>
(6) 支払に関する事	<p>ア 職員の給与及び報酬の現金支給に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給定日から遅延して支給していた</li> <li>・ 給与資金前渡担任者の銀行口座に、支給定日から1日遅延して振込んでいた</li> <li>・ 給与明細表への受領印を徴していなかったほか、給与資金前渡担任者による精算手続を怠っていた</li> </ul> <p>イ 非常勤職員の報酬の支給について、毎月その月分を支給すべきところ、毎翌月に遅延して支給していたもの</p> <p>ウ 新入生の結核検診に係る費用について、公費で負担すべきところ、受診者に負担させていたもの</p> <p>エ 教科書の購入について、平成21年度分は完了検査から11か月以上経過して、22年度分も3か月以上経過して、それぞれ代金を支払っていたもの</p> <p>オ 修繕契約について、完了検査から約半年経過しているにもかかわらず、支払っていなかったもの</p>

項 目	内 容
	カ 修繕契約について、完了検査から6か月以上経過して代金を支払っていたもの
	キ 生活保護業務医に対する報償費の支払について、毎月その月分を翌月初旬頃までに支払うべきところ、5か月から1か月遅延して支払っていたもの
	ク 資金前渡担任者に前渡資金が支払われていたにもかかわらず、私費会計で立て替えて支払っていたもの
	ケ 捜査報償費について、捜査協力者に現金を交付した際に徴する領収書の宛先を担当捜査員が加筆したもの
	コ 現地実証圃管理記帳手当(報償費)の支給について、県担当者が聞き取りにより作成した栽培管理記帳簿をもって、実証圃設置者から当該帳簿の提出があったこととしていたもの
	サ 捜査報償費について、支払伝票の記載に正確性を欠いているもの
(7)その他	上水道料金について、水栓の締め忘れにより余分な支出があったもの

### 3 工事に関すること

項 目	内 容
(1) 施工管理に関すること	<p>ア 検査実施者の指名等に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長が指名した検査実施者とは異なる担当者が検査を実施していたほか、契約担当者、工事担当者、検査担当者がすべて同一職員であった</li> <li>・ 監督員、完成検査員に同一職員を任命していた</li> </ul> <p>イ アンカー式空石積の設置が資材メーカーの示す施工方法を遵守しておらず、設計上求める護岸断面が確保されていないため、早急には是正対策を講じるとともに、工事監督及び工事検査の体制についても見直しすべきもの</p> <p>ウ 工事期間中の現場周辺の安全対策として配置した交通整理人の配置実績の確認を怠ったため、工事原価が過大となっていたもの</p> <p>エ 規制標識(オーバーハング)基礎の積算が、施工実態に適合していなかったため、工事原価が過大となっていたもの【後掲3(2)】</p> <p>オ 事業損失防止施設(汚濁防止フェンス)の設置が適切でなかったもの</p> <p>カ 仮設通路屋根設置工事について、仕様設定が十分でなかったため、一部の資材が設計仕様と異なる資材となっていたほか、短期間の仮設物の設置については、撤去も含めた契約とするなど、経済的かつ効率的な発注となるよう検討すべきもの【後掲3(2)】</p> <p>キ 鉄筋コンクリート基礎の型枠・支保の取外しについて、愛媛県土木工事共通仕様書を遵守させていなかったもの</p> <p>ク コンクリート舗装について、プライムコート散布が施工されておらず、工事原価で出来形不足となっていたもの</p>
(2) 設計積算に関すること	<p>工事原価の過誤があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高所作業車の規格を誤って積算</li> <li>・ 規制標識(オーバーハング)基礎の積算が、施工実態に適合していなかった【再掲3(1)エ】</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設通路屋根設置工事について、仕様設定が十分でなかったため、一部の資材が設計仕様と異なる資材となっていたほか、短期間の仮設物の設置については、撤去も含めた契約とするなど、経済的かつ効率的な発注となるよう検討すべきであった【再掲3(1)カ】</li> <li>・解体工事に伴い発生する有価物(設計積算では控除する額)の数量及び単価の計上誤り</li> <li>・泥土運搬のダンプトラック運搬単価の誤り</li> <li>・鉄筋工の数量を一部重複して計上</li> <li>・スライドゲートの据付に係る排水構造物工に計上漏れ</li> <li>・交通誘導員の配置実績の報告が他工事と重複していたにもかかわらず、これを基に設計計上</li> <li>・産業廃棄物の処理数量を変更していたにもかかわらず契約変更を行っていなかった</li> </ul>
(3) 請負契約に関すること	<p>ア 当初契約した工事箇所の施工が困難となったため、別の工事箇所を施工する旨の変更契約を同一業者と締結していたが、新たな工事契約として入札手続を行うべきもの</p> <p>イ 一般競争入札において、愛媛県建設工事簡易型総合落札方式実施要領に定める簡易型総合評価落札方式(実績確認型)を実施しなかったほか、建設工事低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を設定していなかったもの</p> <p>ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、契約者との間で書面を取り交わすこととされている分別解体等の方法や解体工事に要する費用等について書面による説明がないまま契約していたもの</p> <p>エ 使用する資材(係船柱固定アンカー)に、請負者からの使用届がなかったものや、届出と異なったものを使用したもの</p> <p>オ 工事請負契約書に基づく請負業者への工事の監督員の通知をしていなかったもの</p> <p>カ 契約の締結と同時に契約の保証を付さなければならないところ、銀行保証書が契約締結後に提出されていたもの</p> <p>キ 下請施工されたにもかかわらず、請負者から下請施工通知が提出されていなかったもの</p> <p>ク 工事請負代金額の変更に係る意思決定を行わないまま、請負者に対し請負代金額の変更協議を行っていたもの</p>

#### 4 物品に関すること

項 目	内 容
(1) 備品に関すること	<p>ア 農作業用のトラクターについて、地方税法に定める申告をしておらず、標識(ナンバープレート)の交付を受けていなかったもの</p> <p>イ 車両系建設機械について、労働安全衛生法第45条に基づく定期自主検査、特定自主検査及び作業開始前点検を実施していなかったもの</p> <p>ウ リース期間満了後に取得したプリンター等について、備品として管理されていなかったもの</p> <p>エ 毀損の原因が特定されないまま公用車の修理を行っていたもの</p> <p>オ 稼働日数の少ない農業用機械と稼働実績のない運搬用機械について、管理換え・処分等も含め適切な管理方針を検討すべきもの</p>

項 目	内 容
	カ 所在不明図書等について、資料除籍要領に基づき、必要に応じて除籍することを検討すべきもの
	キ 管理換えの手續が遅延していたもの
	ク 備品管理簿に記載していなかったもの
(2) 郵便切手に関すること	ア 郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に購入し、使用されないまま翌年度に繰り越されていたもの
	イ 郵便切手等受払簿で払い出した郵便切手を直ちに使用しないまま担当職員の机の引き出しに保管していたもの
(3) 生産品に関すること	ア 生産品について、県会計規則に定める生産品として取り扱われていなかったもの
	イ 委託販売契約に基づき出荷する生産品について、農場から直接出荷し事務課が確認していなかったもの
(4) 消耗品に関すること	ア 被服等について、被服等貸与台帳に納品前の貸与年月日が記載されていたもの
	イ 消耗品の受払いについて、愛媛県会計規則に基づく消耗品受払簿の作成又は受払簿の記帳を省略した場合の検査調書による受入れ・払出しの通知がなかったもの
	ウ 消耗品について、実際の保管数量と消耗品受払簿の記載数量が一致しないもの
	エ 被服等貸与物品の購入数と、被服等貸与台帳の記帳数が一致していなかったもの
(5) 事故に関すること	職員の不注意から公用車(警察車両を含む)による事故が発生し、相手方への被害、当該車両、相手車両の毀損等があったもの

#### 5. 財産(物品を除く。)に関すること

項 目	内 容
(1) 行政財産の使用許可に関すること	使用許可手續をしないまま建物の一部を使用させていたもの
(2) 庁舎管理に関すること	児童相談所における一時保護所の安全対策について、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画を作成していなかった(又は関係規程に適合していなかった)ほか、訓練を実施していなかった(又は回数が十分でなかった)もの
(3) その他	基金受払簿を整備していなかったもの

#### 6. 事務事業に関すること

項 目	内 容
(1) 広報に関すること	ホームページの管理が適切でなかったもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲載内容が最新の情報に更新されていなかった</li> <li>・ 表示内容が誤っていた</li> <li>・ 表示できないページがあった</li> </ul>
(2) 許認可事務に関すること	道路使用許可について、使用する道路の場所又は区間を特定しないまま許可していたもの
(3) 組織・運営に関すること	特別会計について、健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれるもの



項 目	内 容
(4) 文書管理等に関するもの	<p>ア 決裁を受けないまま交付していたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学願書受理証</li> <li>・ 受験票</li> <li>・ 出願取下届受理証</li> </ul>
	<p>イ 文書管理規程等に基づく文書の余白及び文書処理簿への所要事項の記載が適切でなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額小為替証書等が添付された到達文書</li> <li>・ 返信用郵便切手が添付された到達文書</li> <li>・ 郵便切手が添付された到達文書</li> </ul>
	<p>ウ 公印使用簿へ記録しないまま公印を押印していたもの</p>
(5) 私費会計に関するもの	<p>職員が取り扱っている私費会計に係る事務について適正でなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面による収支の決定手続(決裁)がなかった</li> <li>・ 特段の理由もなく長期間にわたって現金で保管していた</li> <li>・ 預金払戻し後、支払完了までに相当期間要していた</li> <li>・ 決裁を受けた調定及び収入決議書並びに支出決議書と異なる預金の預入れや払戻しを行っていた</li> <li>・ 現金を机の引出し内で保管していた</li> <li>・ 収入先が不明瞭なものがあつた</li> <li>・ 収入支出額を確認できる書類がなかった</li> <li>・ 県の納入通知書を受け支払うまでの数日間、売却代金(現金)を事務所金庫に保管していた</li> <li>・ 売買代金を収支に含めていないほか、帳簿を作成していなかった</li> <li>・ 預金の管理について、通帳保管者と届出印保管者が同一人物であつた</li> <li>・ 会計監査を実施していなかった</li> <li>・ 短期間で終了する一過性の会計ではあるものの、現金で保管していた</li> <li>・ 職員による立替払いがあつた</li> <li>・ 決裁権者の決裁なしに、会計処理をしていた</li> <li>・ 本部への送金を支部の収支に計上していなかった</li> <li>・ 請求行為において、双方代理となつていた</li> <li>・ 会計に関し必要な事項は愛媛県会計規則の例によるとしているが、契約及び備品管理にあたり会計規則の規定による手続が行われていなかった</li> <li>・ 預金通帳に決算報告がなされていない余剰金が発生していた</li> <li>・ 支部の収支報告書を作成していなかった</li> <li>・ 会規約で会計監事を1名置くと定めているが、副会長が兼任していた</li> <li>・ 金額の確認を行わないまま現金を預かつていた</li> <li>・ 領収書を発行していなかった</li> <li>・ 会規約に基づく会費を徴収してなかった</li> <li>・ 備品について、県の備品と区別できるようラベル貼付などして適正に管理すべきだった</li> </ul>

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成金の使途の確認が不十分であった</li> <li>・ 支出に係る請求書、領収書等に日付けの記載がないものがあった</li> </ul>
(6)その他	<p data-bbox="571 277 1465 383">ア 研究事業対象者の認定について、実施要綱に基づき協議会に諮問し、その答申を受けて認定することになっているにもかかわらず、協議会の特定委員の判断により認定していたもの</p> <p data-bbox="571 398 1465 472">イ 職員の兼業兼職承認について、申請者に対する承認の通知が、遅延していたもの</p> <p data-bbox="571 488 1465 593">ウ 施設の使用に際し、同施設の管理及び使用に関する訓令に基づく管理責任者の事前承認、使用終了報告など所定の手続を行っていなかったもの</p> <p data-bbox="571 609 1465 943">エ 非常勤講師の雇用事務について、適切でなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤簿及び勤務状況整理簿に記載漏れがあった</li> <li>・ 勤務条件説明書における勤務時間は、週当たりの授業等の時間数のみを記載すべきところ、ただし書きにより担当する授業のある時間帯とする旨を付記していた</li> <li>・ 有給休暇の取得や授業準備等への従事について、勤務状況整理簿に記載されていなかった</li> <li>・ 勤務状況整理簿に従事者の押印がなかった</li> </ul>